

信号炎管新規購入をご検討のお客様へ

株式会社 ダイ カ

〒550-0003

大阪市西区京町堀 1 丁目 1 7 番 8 号

TEL 06-6447-7303

FAX 06-6447-7309

当商品につきましては、下記の通りの手順での販売となりますので、ご理解のほど、
よろしくお願い申し上げます。

※鉄道用信号炎管（未使用）の回収依頼も承っております。

（道路作業用信号炎管および自動車用緊急保安炎筒の回収はおこなっておりません。）

記

step1 弊社よりホームページより書類をダウンロードいたします。

↓
[書類1 購入後に注意して頂きたい事項
書類2 覚書 （法令を遵守して頂くために）

step2 書類 1・2をご記入後、担当者様の名刺を添えてメールもしくはFAXをお願いします。

↓
step3 弊社より請求書と、注文用紙を送付させていただきます。

↓
step4 弊社銀行口座に代金をご入金頂き、その旨ご連絡頂く。

↓
step5 ご入金確認後、弊社より商品を宅配便にて発送。

鉄道用信号炎管および道路作業用信号炎管は火薬類取締法第五条（販売営業の許可）の適用を受け、販売については都道府県知事の許可が必要となります。
都道府県知事の販売許可が無い場合には、弊社から仕入れて販売することは出来ません。
（実際にご使用になる際に、必要となる免許・資格等はありません。）

覚 書

令和 年 月 日

株式会社 ダイカ 殿

下記の鉄道・道路等工事作業を行うに当たり、保安の為信号焰管を所持する必要があります。法令を遵守し、目的外の使用は致しません。

記

※工 事 名
(作業場所名)

※工 事 期 間

※工 事 場 所

※お決まりになられております場合は詳細をご記入お願いします。

信号焰管商品名 携帯用

御社名

会社印

ご担当者氏名

印

ご記入後 FAX にて送信お願いします。FAX 番号 (株)ダイカ 06-6447-7309

購入後に注意して頂きたい事項

大阪市西区京町堀 1 丁目 1 7 番 8 号

株式会社 ダイカ

TEL 06-6447-7303

今回、下記商品を御注文頂き誠に有難うございました。

下記該当商品の販売は火薬取締法により該当商品の販売許可を受けている火薬商でなければ販売できません。免許をお持ちでない個人や法人が販売や譲渡をされますと違法となりますのでご注意ください。

消費につきましては、鉄道道路等の法令により危険時の緊急信号等をするために所持を求められている方、鉄道・道路等の工事の際に所持を求められている方に無許可での譲り受け、消費が認められています。

ただし、貯蔵に付きましては、**都道府県知事の指示する安全な場所以外の安全な場所（常識的な判断で安全だと思われる場所）に貯蔵できる数量**は下記の表の通りになります。これらの商品の合計した数量が **5 kg**（道路維持業者が道路用発煙筒のみを貯蔵する場合は 1 0 0 kg）以上とならない様に金庫又は鍵のかかるロッカー等に貯蔵して下さい。

規則第 1 5 条・平成九年通告第 547 号

品 名	1 本の薬量	貯蔵できる最大数量
信号炎管携帯用 A 型（5 分用）	1 5 5 g	5 kg（3 2 本）
信号炎管携帯用 B 型（10 分用）	2 6 0 g	5 kg（1 9 本）
信号炎管地下鉄用	1 5 5 g	5 kg（3 2 本）
信号炎管車両用	4 1 0 g	5 kg（1 2 本）
ロードフレヤー 1 5 A R	3 2 3 g	1 0 0 kg（3 0 9 本）
ロードフレヤー 5 A R	1 2 8 g	1 0 0 kg（7 8 1 本）

年 月 日

上記の法律を理解し、同意します。

社名 _____ 印 担当者名 _____ 印

F A Xもしくはメールにて返送お願いします。 (株)ダイカ 火薬営業部

FAX : 06-6447-7309 ・ mail : kayaku@daika-net.co.jp